

小規模多機能型居宅介護の 報酬・基準について(案)

前回（第101回分科会）の議論における主な意見について

- 現状は訪問が足りていないが、今の人員配置では困難であり、訪問機能を強化するために人員を増やし、これを介護報酬で評価することが必要ではないか。
- 現行の登録定員の上限では、小規模すぎて不採算であり、登録定員を増やすとともに、施設等との連携を強化すべきではないか。
- 小規模多機能型居宅介護における看護職員の業務内容を踏まえた上で、看護職員の人員配置を見直すべきではないか。
- 運営推進会議のメンバーは、小規模多機能型居宅介護のサービスの内容について必ずしも知見のある者に限られないため、適切に評価するためには、何らかの形で外部からの評価を取り入れるべきではないか。
- ケアマネジメントは、利用するサービスに関わらず、一貫して行われるべきものであり、小規模多機能型居宅介護のケアプランを居宅介護支援事業所のケアマネジャーが作成することを認めるべきではないか。
- 小規模多機能型居宅介護事業所と集合住宅が併設するかによりサービスの提供状況に差があるのであれば、それはコストに差があるためであり、介護報酬において差を設けるべきではないか。

訪問サービスの機能強化について

論点1

今後、小規模多機能型居宅介護の利用者の在宅生活を継続する観点から、訪問サービスの重要性が高まることが想定されることから、訪問サービスを強化した類型を創設してはどうか。

- ① 訪問サービスを積極的に提供する小規模多機能型居宅介護事業所の評価
 - ・ 「訪問体制強化加算」を新たに設けてはどうか。

対応

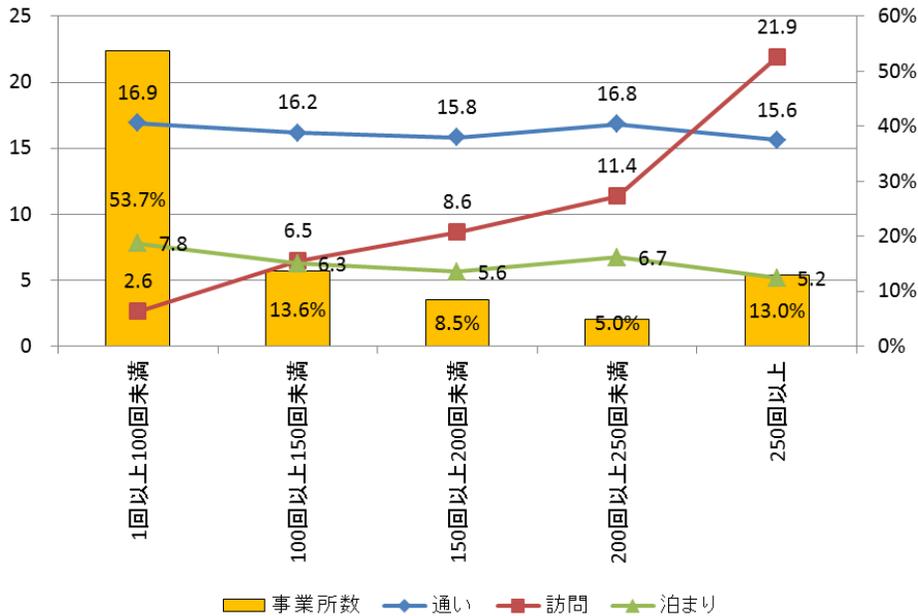
- ・ 在宅生活を継続するための支援を更に強化する観点から、訪問サービスを積極的に提供する体制の評価を行うため、新たに「訪問体制強化加算」(仮称)を新設する。
- ・ 算定要件は以下のとおりとする。
 - ① 訪問を担当する常勤の従業者を2名以上配置
 - ・ 特定の職員を訪問サービスに固定するものではない。
 - ② 1月あたり延べ訪問回数が一定回数以上の指定小規模多機能型居宅介護事業所
 - ・ サービス付き高齢者向け住宅等を併設する事業所については、登録者のうち同一建物以外の利用者が一定以上を占める場合であって、かつ、同一建物以外の利用者に対して、上記の要件を満たす場合に算定対象とする。

サービスの実施状況

- 当該事業所の延べ訪問回数に関わらず、「通い」「泊まり」の利用状況は概ね同程度である。
- 利用タイプ別にみると、「通い+訪問」は増加傾向にあり、一方で「通い+泊まり」は減少傾向にある。
- 訪問回数の多い事業所では、主治医との連携や地域との交流の取組割合が高い。

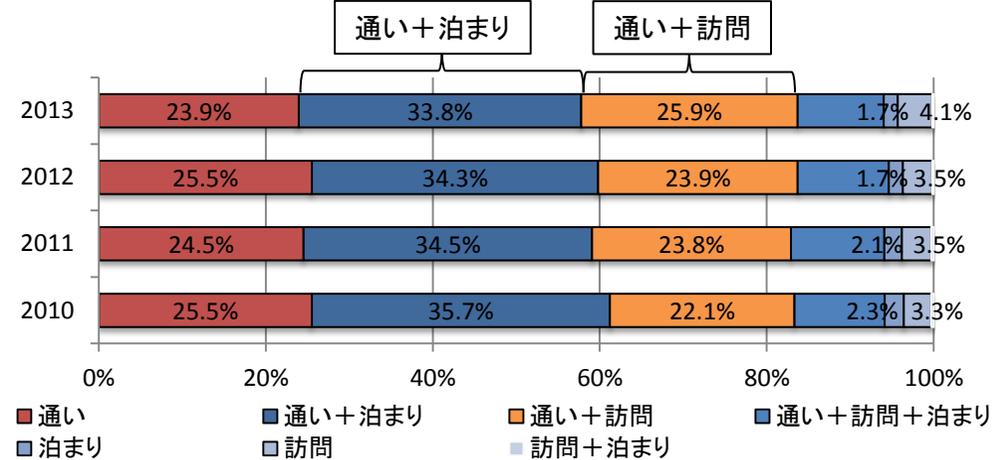
[1事業所あたり月間訪問回数別の利用状況]

(利用者1人あたりの月間利用回数)

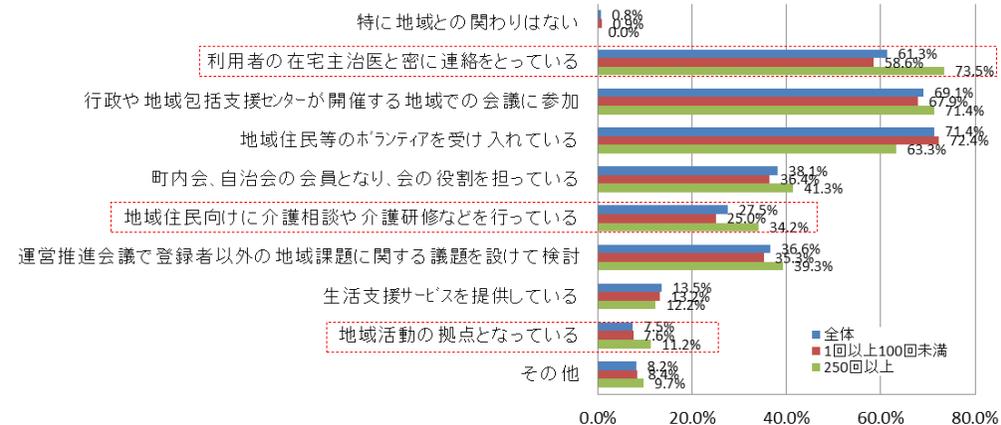


	事業所数	通い	訪問	泊まり
全体(サ高住等との併設なし)	1,707(100%)	16.4	7.1	7.0
月間延べ訪問回数				
1回以上100回未満	917(53.7%)	16.9	2.6	7.8
100回以上150回未満	233(13.6%)	16.2	6.5	6.3
150回以上200回未満	145(8.5%)	15.8	8.6	5.6
200回以上250回未満	85(5.0%)	16.8	11.4	6.7
250回以上	222(13.0%)	15.6	21.9	5.2

[利用タイプ別利用状況]



[地域等との連携の取組状況]



【出典】(左)平成24年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(平成25年度調査)「集合住宅における小規模多機能型居宅介護の提供状況に関する調査研究事業」

(右)平成25年度老人保健健康増進等事業「運営推進会議等を活用した小規模多機能型居宅介護の質の向上に関する調査研究事業」(全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会)

(参考)訪問を活用して支援している例

氏名	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	
A						15	通い	70 (温泉)										
B			30		15		30		15	15		30					40	
C			30		15		30		15	15		30					40	
D		通い											30	通い			泊まり	
E		20			10	15	20		15	15		20	通い	20			10	
F				15	通い						20							
G						10				10								
H			15										15					
I						15						15						
J																		
K		10		30			15		15			15		15				
L			10		10		15			20		10					10	
M			10		10		15			20		10					10	
N		10	通い															
O		20		10		20				15		20						
P		通い						70 (温泉)			15							
Q				10	通い					15								
R					通い				10									
S			30		30		15			15							15	
T			30		30		15			15	通い			15				
U		20		30		20			10		30			30				
V		30							30							30		30

② 登録定員の見直し

- ・ 現行の登録定員(25人以下)を引き上げてはどうか。

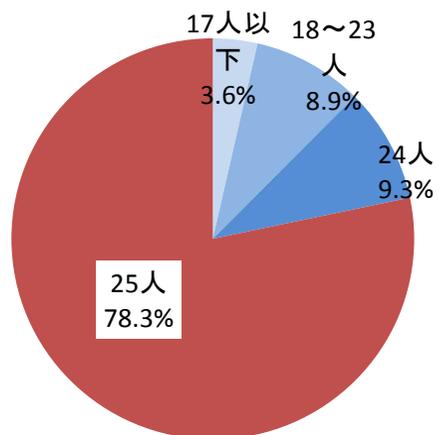
対応

- ・ 小規模多機能型居宅介護は地域密着型サービスであることを踏まえ、登録定員を29人以下とする。

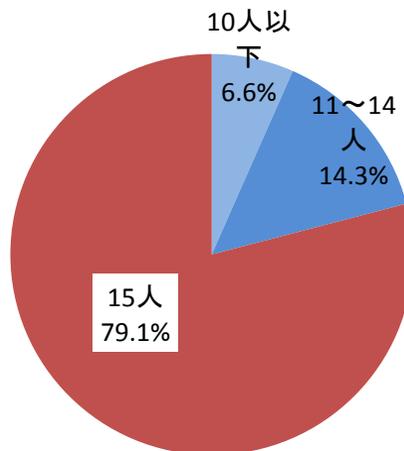
定員の状況

- 「登録定員」「通い定員」は、基準で定める上限数に設定している事業所が約8割を占める。
- 「登録者数／定員」(＝充足率)は、80%以上の事業所が46.5%であり、平均は75.5%である。

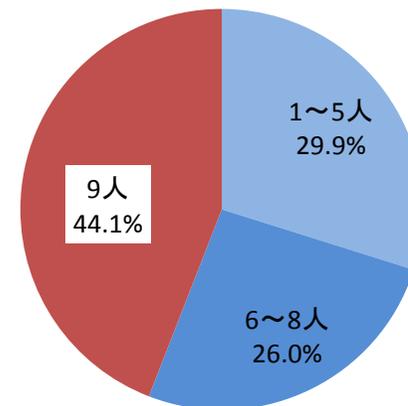
[登録定員]



[通い定員]

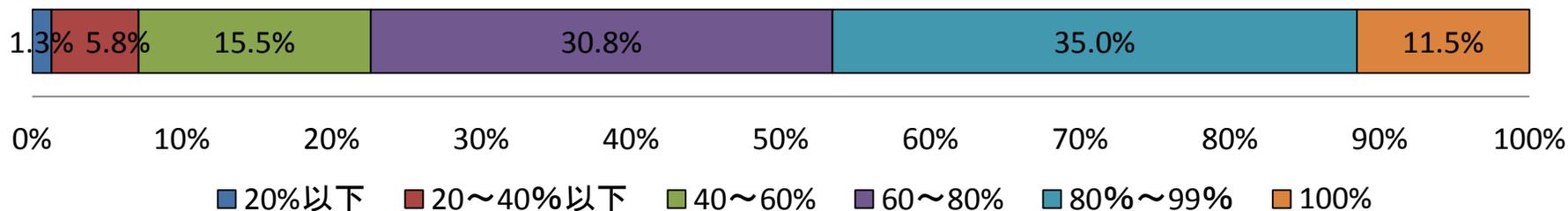


[泊まり定員]



[充足率(登録者数／定員)]

(平均75.5%)



看取りの実施に対する評価について

論点2

在宅中重度者への対応の更なる強化を図るため、看取りの実施に対する評価を導入してはどうか。

対応

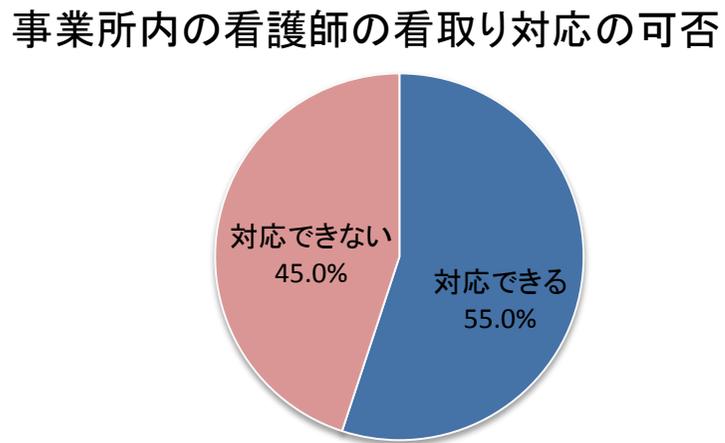
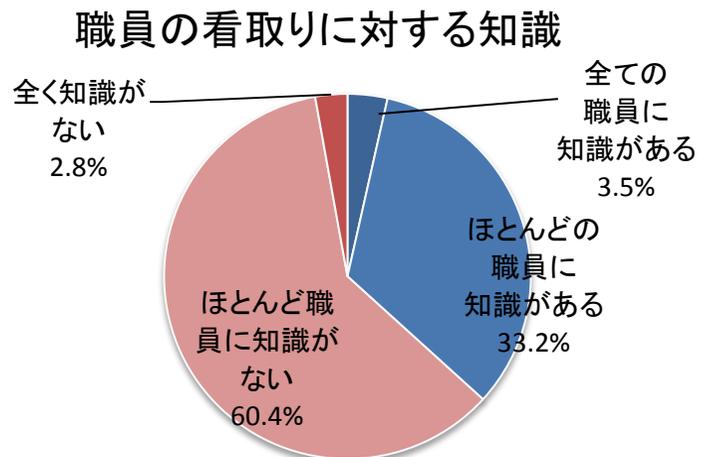
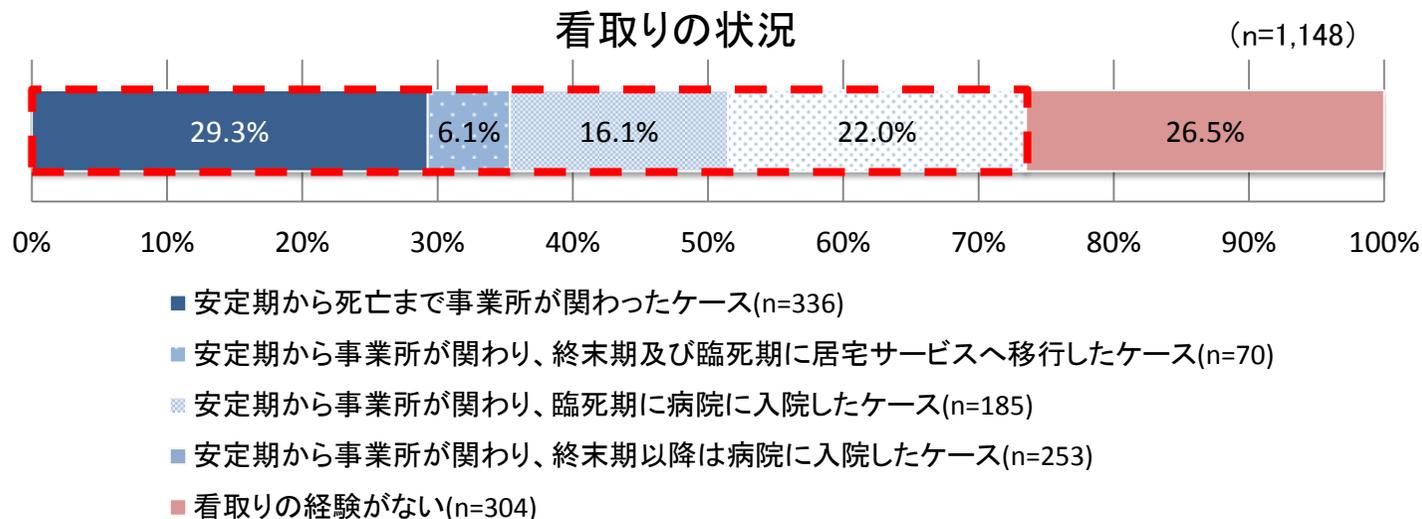
- 看取り介護加算を新たに設ける。

(算定要件)

- 看護職員配置加算(Ⅰ)を算定していること。
- 看護師により24時間連絡できる体制を確保していること。
- 利用者又は家族の同意を得て、利用者の介護に係る計画が作成されていること
- 医師、看護師、介護職員等が共同して、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、随時、利用者又は家族への説明を行い、同意を得て介護が行われていること。

小規模多機能型居宅介護における看取りの状況

- 安定期から死亡まで通じて事業所が関わったケースは約3割であり、安定期から一定の時期(終末期、臨死期の前)まで事業所が関わったケースを含めると約75%である。
- 全て又はほとんどの職員に看取りの知識があるとする事業所は、約4割である。
- 看取りに着目した報酬上の特別の評価はない。



【出典】平成25年度老人保健健康増進等事業「運営推進会議等を活用した小規模多機能型居宅介護の質の向上に関する調査研究事業」(全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会)

運営推進会議及び外部評価の効率化について

論点3

運営推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的を有しており、効率化してはどうか。

対応

- 小規模多機能型居宅介護事業所は、引き続き、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを運営推進会議に報告し、評価等を受けた上で公表する仕組みとする。

運営推進会議及び外部評価に関する現行基準

○指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)

(指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第七十二条

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(地域との連携等)

第八十五条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

○指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について

(平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号)

4 運営に関する基準

(4) 指定小規模多機能型居宅介護の基本的取扱方針

- ② 自己評価は、各事業所が、自ら提供するサービスを評価・点検することにより、サービスの改善及び質の向上を目的として実施するものであり、事業所の開設から概ね6か月を経過した後に実施するものである。自己評価結果の公表については、利用者並びに利用者の家族へ提供するほか、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所に掲示する方法や、市町村窓口、地域包括支援センターに置いておく方法、インターネットを活用する方法などが考えられる。
- ③ 外部評価については、現在指定認知症対応型共同生活介護事業所において実施されている外部評価と同様に、都道府県が指定する外部評価機関が、事業所が行った自己評価結果に基づき、第三者の観点から、サービスの評価を行うことを想定しており、自己評価を行った後、事業所の開設後1年以内に実施することとなっている。外部評価結果の公表については、事業所内で自己評価結果の公表と同様の扱いのほか、外部評価機関がWAM-NET上に公表する等が考えられる。

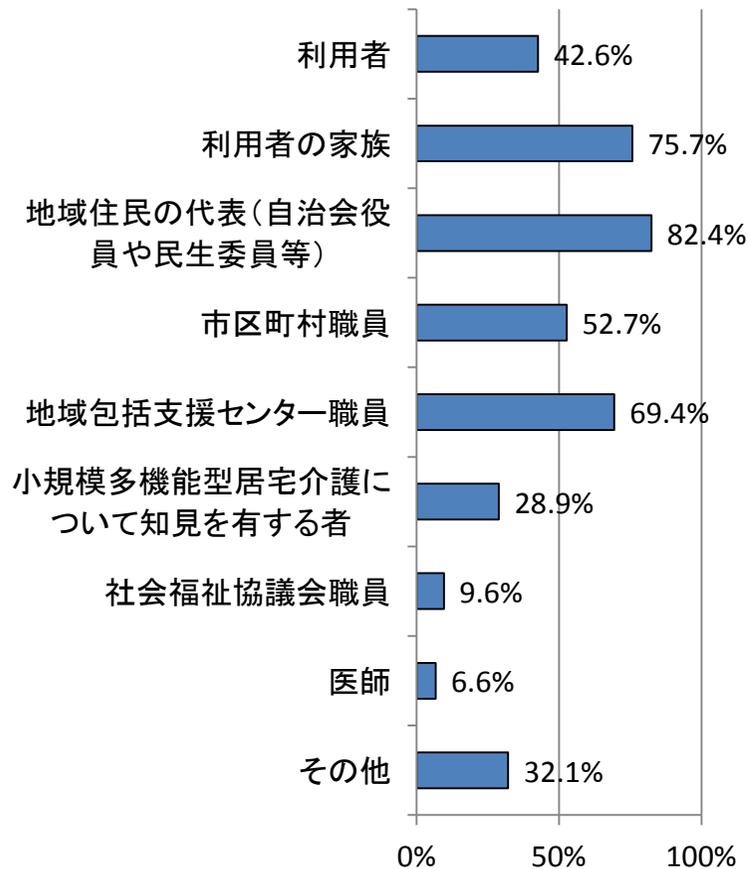
(18) 地域との連携等

- ① 基準第85条第1項に定める運営推進会議は、指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者、市町村職員、地域住民の代表等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものである。(後略)

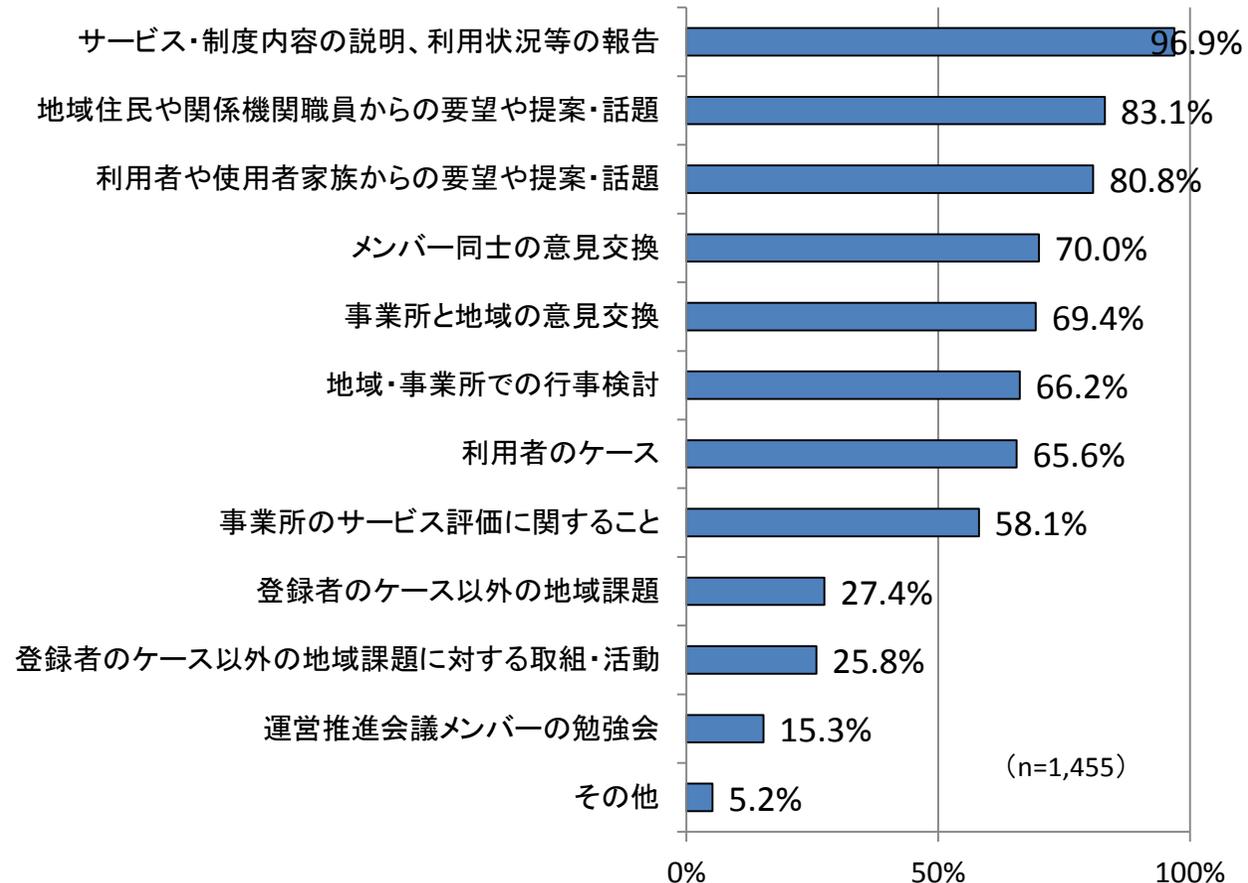
運営推進会議の状況

- 運営推進会議には、「利用者の家族」「地域住民の代表」「地域包括支援センターの職員」が参加。
- 運営推進会議の議題として、「事業所のサービス評価に関すること」について開催されたのは約6割。

[運営推進会議のメンバー構成]



[運営推進会議の議題]



看護職員の配置要件、他の訪問看護事業所等との連携について

論点4

看護職員に係る配置要件や加算要件について、効率化の観点から見直してはどうか。

① 看護職員の配置基準の緩和

- ・ 小規模多機能型居宅介護の看護職員が兼務可能な施設の緩和

対応

- ・ 小規模多機能型居宅介護従業者のうち看護職員が兼務可能な施設・事業所について、「同一敷地内」の要件を見直し、同一敷地内又は道路を隔てて隣接する施設・事業所と兼務できるものとする。あわせて、兼務可能な施設・事業所の種別を見直すものとする。

小規模多機能型居宅介護と他の事業との兼務

【現行】

併設する事業所	介護職員の兼務可能	看護職員の兼務可能
地域密着型介護老人福祉施設 地域密着型特定施設 認知症対応型共同生活介護事業所 介護療養型医療施設	○	○
居宅サービス事業所 定期巡回型・訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 介護老人保健施設(定員29人以下)	×	×
広域型の特別養護老人ホーム 介護老人保健施設	×	×
(留意事項) ・兼務できる施設・事業所は、 <u>介護職員・看護職員ともに、小規模多機能型居宅介護と併設する事業所に限る。</u>		



【改定案】

併設する事業所	介護職員の兼務可能	看護職員の兼務可能
地域密着型介護老人福祉施設 地域密着型特定施設 認知症対応型共同生活介護事業所 介護療養型医療施設	○	○
居宅サービス事業所 定期巡回型・訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 介護老人保健施設(定員29人以下)	×	○
広域型の特別養護老人ホーム 介護老人保健施設	×	○
(留意事項) ・兼務できる施設・事業所は、介護職員は「併設する施設・事業所」、看護職員は「 <u>同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等、利用者の処遇に支障がないと認められる範囲にある事業所</u> 」		

②看護職員配置加算の加算要件の見直し

- ・ 人材確保の観点から、常勤の(准)看護師の配置を要件とする看護職員配置加算の加算要件を緩和してはどうか

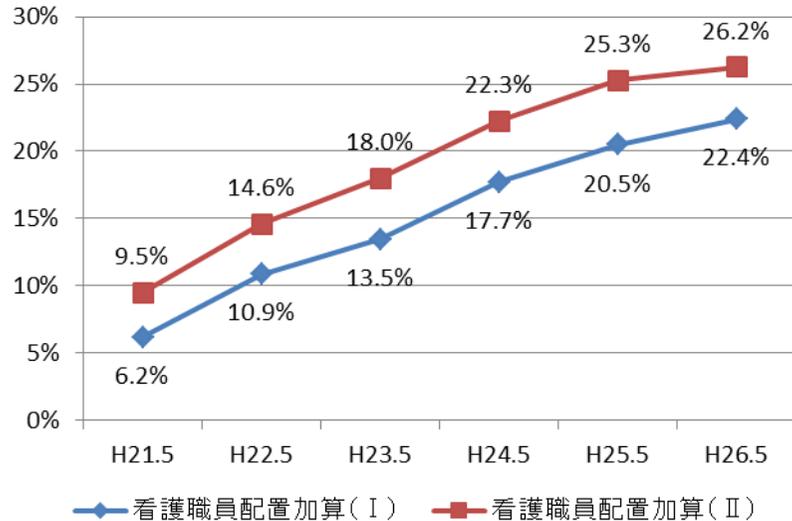
対応

- ・ 看護職員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ)の加算要件を見直し、常勤要件に替えて、常勤換算方法で1人以上の(准)看護師を配置する場合に加算対象とする。

看護職員配置加算について

- 看護職員配置加算の算定状況は、(Ⅰ)は26.2%、(Ⅱ)は22.4%(平成26年5月審査分)であり、合計で48.6%の事業所で算定されており、平成21年の加算創設以降、取得率は着実に増加している。
- 看護職員配置加算を創設した平成21年には、看護職員を常勤化する動きがみられるが、平成21年以降の雇用形態は概ね横ばいであり、常勤兼務や非常勤の看護職員が多数を占める。

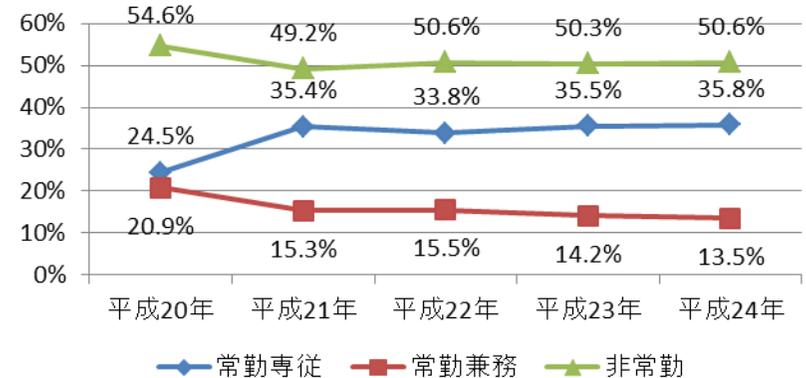
看護職員配置加算の算定状況



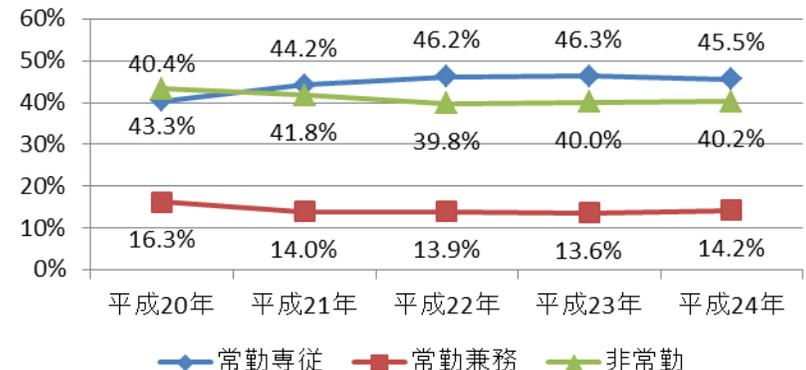
人員欠如減算適用事業所数(年間累計)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
減算適用事業所数【推計】	32	34	46	56	53

看護師の雇用形態



准看護師の雇用形態



論点5

地域包括ケアシステムを推進する観点から、小規模多機能型居宅介護の地域との連携を更に推進していくため、必要な見直しを行ってはどうか。

対応

- 小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）」を行う場合には、入所者の処遇に影響がないという条件のもと、人員・設備について以下のとおりとする。
 - ① 小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が、総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等の職務と兼務することを認める。
 - ② 小規模多機能型居宅介護事業所の設備（居間及び食堂を除く）について、総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等との共用を認める。

同一建物居住者へのサービス提供について

論点6

サービスの提供実態を踏まえ、現行の同一建物減算に替えて、同一建物居住者に対してサービスを行う場合の基本報酬を設けてはどうか

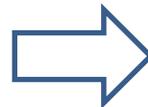
対応

- 現行の同一建物減算は廃止する。
- 新たに、利用者の居所(事業所と同一建物に居住するか否か)に応じた基本報酬を設ける。

(報酬構造)

【現行】

小規模多機能型居宅 介護費	要介護1
	要介護2
	要介護3
	要介護4
	要介護5



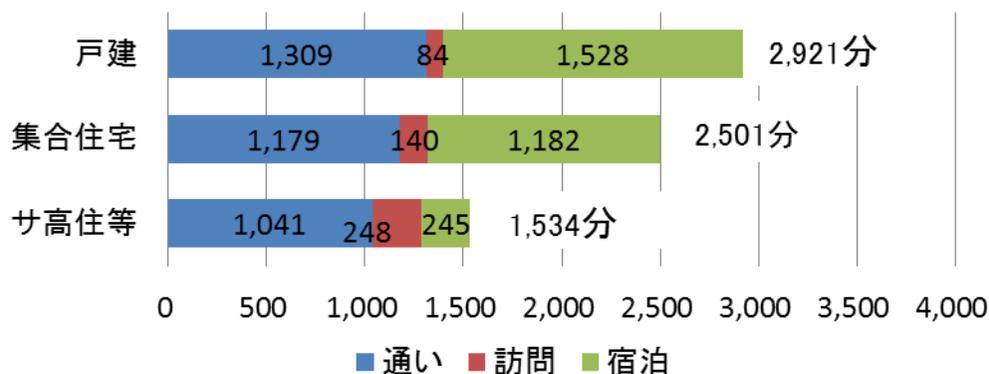
【改定案】

小規模多機能型居宅 介護費(Ⅰ) 同一建物以外の居住者 に対して行う場合	要介護1
	要介護2
	要介護3
	要介護4
	要介護5
小規模多機能型居宅 介護費(Ⅱ) 同一建物居住者に対し て行う場合	要介護1
	要介護2
	要介護3
	要介護4
	要介護5

集合住宅におけるサービス提供状況

- 1週間におけるサービスの提供時間は、戸建ての利用者で2,921分、サ高住等で1,534分だった。
- 利用者1人あたり、平均的なサービス提供回数は、1カ月(平成25年11月)で、通いは平均は17.0回、訪問は10.5回、宿泊は7.3回だった。
- 住居が有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、旧高齢者専用賃貸住宅では、「訪問」の提供回数が多く、「宿泊」の提供回数は少なく、戸建とは異なる傾向がみられた。

[1週間のサービス提供時間(単位:分)]



[住居の形態別 通い・訪問・宿泊回数(1人あたり平均)(単位:回)]

	通い回数		訪問回数		宿泊回数	
	件数	平均	件数	平均	件数	平均
全体	35,737	17.0	33,912	10.5	34,047	7.3
戸建	27,456	17.2	25,874	6.3	26,335	7.7
集合住宅	4,007	16.5	3,845	12.9	3,742	5.5
有料老人ホーム	982	14.1	1,011	52.0	878	1.0
サービス付き高齢者向け住宅	1,571	14.4	1,523	36.5	1,443	0.8
旧高齢者専用賃貸住宅	470	13.5	473	50.2	433	0.8

[同一建物減算の算定状況]
(各年5月審査分)

	平成24年	平成25年	平成26年
請求事業所数	28	22	29
単位数	7,233,931	5,832,061	6,604,270

事業開始時支援加算について

論点7

今年度末までの経過措置であることから、現に定めるとおり、廃止してはどうか。

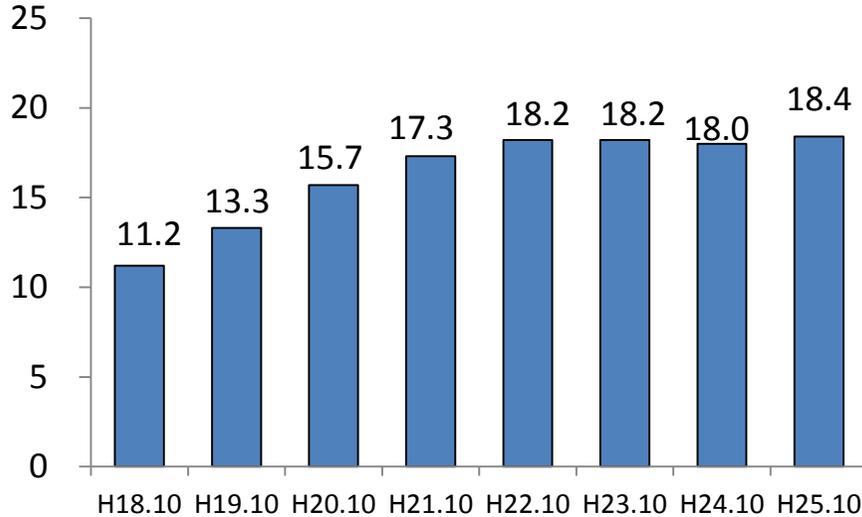
対応

- 事業開始時支援加算は、現に定めるとおり、平成27年3月31日をもって廃止する。

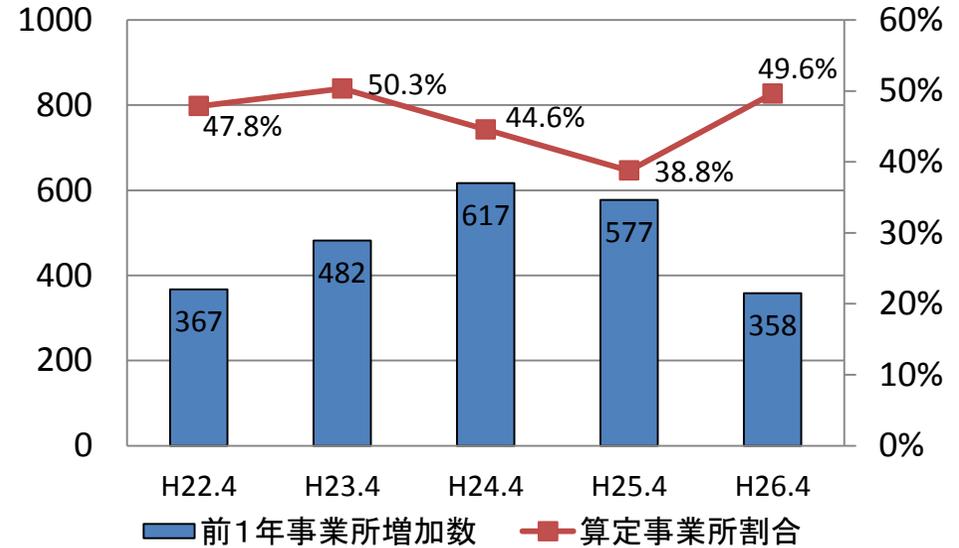
事業開始時支援加算について

- 事業開始時支援加算の算定状況は、加算対象事業所の半数程度で概ね推移。
- 事業開始時支援加算は、平成27年3月31日までの経過措置とされている。

[1事業所あたり登録者数]



[事業開始時支援加算の算定状況]



【出典】介護給付費実態調査(厚生労働省大臣官房統計情報部)

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号)

小規模多機能型居宅介護費

ホ 事業開始時支援加算 500単位

注 事業開始後1年未満の指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、算定月までの間、登録者の数が登録定員(指定地域密着型サービス基準第66条第1項に規定する登録定員をいう。以下同じ。)の100分の70に満たない指定小規模多機能型居宅介護事業所について、平成27年3月31日までの間、1月につき所定単位数を加算する。

グループホームとの併設型における夜間の職員配置について

論点8

グループホームと小規模多機能を併設している場合の夜間の職員配置について、一定の要件の下で、兼務を認めてはどうか。

対応

- 次の要件を満たす事業所について、グループホームの入居者の処遇に支障がないと認められる場合には、小規模多機能とグループホームの兼務を認める。
 - ① 小規模多機能の泊まり定員とグループホームの1ユニットあたりの定員の合計が9人以内であること。
 - ② 小規模多機能型居宅介護とグループホームが同一階に隣接していること。

論点9

小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に併設できる施設・事業所について、見直してはどうか。

対応

- 広域型の特別養護老人ホームなどの社会福祉施設と同一建物に併設することについては、小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえた上で、個別に判断する仕組みとする。

小規模多機能型居宅介護と他の施設・事業所との併設

○指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について

(平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号)

【現行】

併設する事業所	同一建物に併設	同じ法人が別棟に併設
地域密着型介護老人福祉施設 地域密着型特定施設 認知症対応型共同生活介護事業所 介護療養型医療施設	○	○
居宅サービス事業所 定期巡回型・訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 介護老人保健施設(定員29人以下)	○	○
広域型の特別養護老人ホーム 介護老人保健施設	×	○

【改定案】

併設する事業所	同一建物に併設	同じ法人が別棟に併設
地域密着型介護老人福祉施設 地域密着型特定施設 認知症対応型共同生活介護事業所 介護療養型医療施設	○	○
居宅サービス事業所 定期巡回型・訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 介護老人保健施設(定員29人以下)	○	○
広域型の特別養護老人ホーム 介護老人保健施設	○	○



一律に併設の可否を定めるのではなく、それぞれの環境を踏まえて判断

論点10

中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えてサービス提供を行った場合を評価してはどうか。

対応

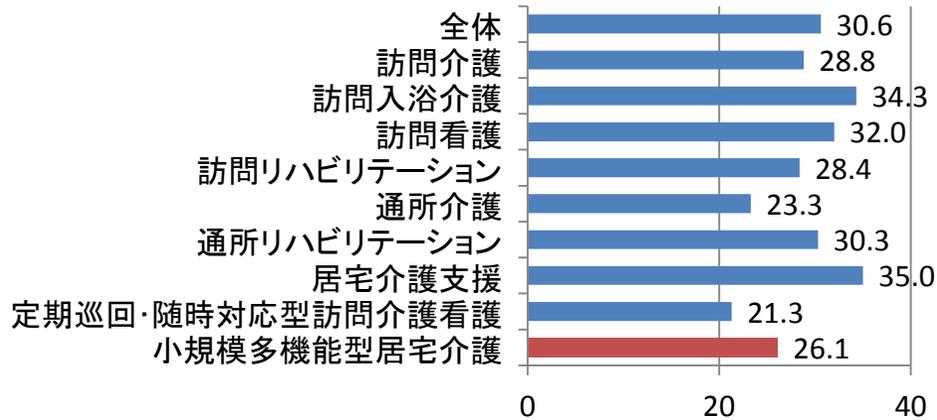
- 小規模多機能型居宅介護については、「通い」「訪問」も実施していることから、中山間地域等に居住している利用者に対して通常の事業の実施地域を越えてサービス提供(送迎・訪問)を行う場合には、新たに加算で評価する。

事業所から利用者宅までの距離等の状況

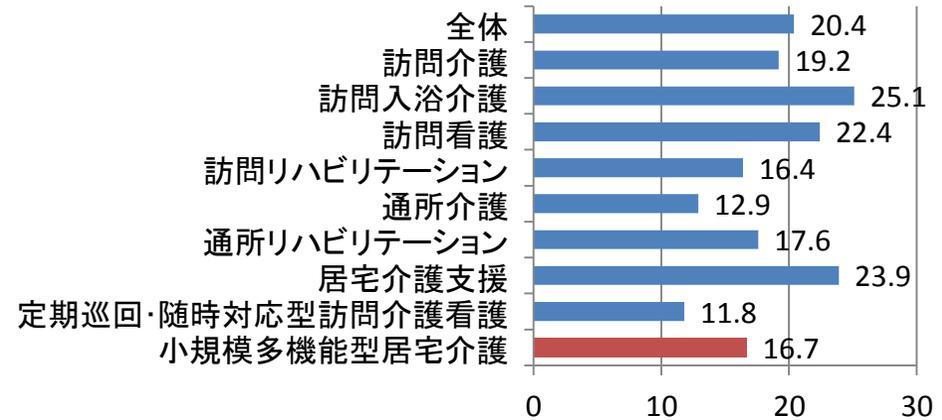
○ 通常の事業の実施地域における事業所から最も遠い利用者宅までの状況は、時間数及び距離のいずれも、小規模多機能型居宅介護と他の居宅サービスにおいて大きな差は無い。

通常の事業の実施地域における事業所からの最遠の時間数・距離

平均時間(単位:分)

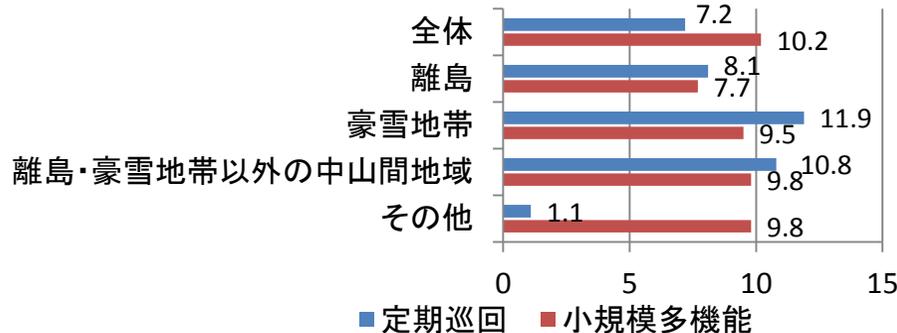


平均距離(単位:km)



最も合理的な経路による事業所から利用者宅までの移動時間・移動距離

平均時間(単位:分)



平均距離(単位:km)

